平成２８年（フ）第４４０号
札幌市豊平区平岸３条４丁目８番24号　グランド平岸101号
債務者　田端　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４１号
札幌市東区北20条東１丁目２番37号　ハマナスコーポＡ―10号
債務者　神藤　賢二
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４５号
札幌市中央区北３条西23丁目２番９―103号
債務者　植田　　守
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５１号
札幌市西区西野７条８丁目９番30号　コーポ前鼻102号
債務者　石原　裕司
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５２号
札幌市北区北28条西７丁目２番25号　フロンティアさいとうＡ―102号
債務者　間瀬　一実
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５７号
札幌市豊平区水車町２丁目１番７―205号
債務者　高橋　久和
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６３号
札幌市豊平区水車町２丁目４番１―802号
債務者　金成　美里
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６８号
札幌市中央区南４条東２丁目７番地　サウスフォーⅠ―203号
債務者　森谷　繁敏
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８２号
札幌市西区発寒１条４丁目４番18―402号
債務者　長谷　由美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
北海道砂川市吉野３条南３丁目２番２―17号
債務者　高橋　清美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
北海道空知郡上砂川町字鶉95番地２（緑が丘４条１丁目１番１―４号）
債務者　長谷川重子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
新潟県上越市国府３丁目８番10―104号　ブラン・シャトー104号
債務者　杉田　新一
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２１号
岐阜県恵那市大井町1149番地４
債務者　福井　　茂
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２２号
岐阜県恵那市大井町1149番地４
債務者　福井千鶴子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２３号
岐阜県土岐市妻木町340番地の５
債務者　原田　知明
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１１９号
堺市北区新金岡町２丁４番５―106号
債務者　柳原　次郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
大阪府南河内郡太子町大字春日273番地の１、前住所大阪府南河内郡太子町大字山田3708番地の４
債務者　河合美津子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係